

登米市公共下水道事業計画（迫処理区）の実施区域が変更になります。

◆迫処理区（迫町・中田町・南方町・登米町）の下水道事業実施区域の見直しを行いました。

登米市内の公共下水道事業は平成元年に迫町公共下水道事業に着手以降現在に至っています。合併後、平成18年度に、これからの下水道事業経営・財政状況を考慮した効率的な下水道整備のための『下水道基本構想』を策定し、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業として整備を進める範囲・区域の検討を行ってきました。

今回、登米市公共下水道事業（迫処理区）の下水道事業認可変更に合わせて、実施区域の見直しを行ったものです。

◆迫処理区見直し状況

全体計画面積1,290haに変更し、整備を進めます。

単位：ha

迫処理区	現全体計画面積	見直し面積	新全体計画面積
迫町	634.8	-49.6	585.2
中田町	494.0	-107.9	386.1
南方町	166.2	-15.9	150.3
登米町	176.0	-7.6	168.4
合計	1,471.0	-181.0	1290.0

◆登米市公共下水道事業（迫処理区）計画区域見直しの概要は？

下水道管を深く設置しなければならない個所や家屋間距離が長いマンホールポンプを必要とするなど、不経済となる区域を削除し、集合処理(下水道事業)から個別処理(浄化槽設置整備事業)へ見直しました。

区域外流入により、既に公共下水道に接続済みの個所、既認可区域に接する宅地で、今後下水道事業により整備することが経済的となる区域、ならびに長沼工業団地開発区域を集合処理区域へ追加しました。

◆見直し個所の確認について

関係総合支所に区域確認用図面を備え付けています。

区域の詳細は、下水道課備え付けの区画割り平面図を確認していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

建設部下水道課 事業管理係
☎ 0220 (34) 2358・2359

浄化槽で住みよい街を

【浄化槽市町村整備推進事業】

この事業は、使用者に設置費用の一部（分担金）と公共下水道や農業集落排水と同様に浄化槽使用料を納めてもらい、市が個人に代わって責任をもって浄化槽設置工事から維持管理までを行うものです。この浄化槽を希望する人は次の条件で設置することができます。

【対象区域】 公共下水道事業・農業集落排水事業の整備計画区域以外の区域

【設置対象者】 市内に居住している個人または市内に居住予定の個人

【設置条件】 ①浄化槽を設置できる個人所有の用地（宅地）があること

②浄化槽の設置工事の作業範囲（3m×5m）を確保できること

③維持管理に必要なバキューム車などが入れられるスペースがあること

④浄化槽からの放流先が確保されていること

⑤浄化槽設置完了後、直ちに排水設備（便所・台所・風呂など）を接続し使用すること

【平成22年度予定基数】 117基

9月末現在45基設置しましたが、まだ予定基数に余裕があります。

【申請期限】 原則として平成22年12月末まで

【使用者負担】

●受益者分担金（金額：113,000円。設置工事費の一部として負担していただきます。支払いは翌年度の7月に市が送付する納付書で納付となります。5年分割払い（年4回5年分割20回払い）と一括払いの選択ができます）

●排水設備工事費、車過重対応・ポンプ設備などの特殊条件の工事費用

●ブロア（送風機）を動かす電気設備（防水型コンセント）の工事費および電気代

●毎月の浄化槽使用料（上水道使用量により算定）

●1カ月当たりの浄化槽使用料金表

区分	上水道使用量	金額
基本使用料	10m ³ まで	1,500円
超過使用料 (基本使用料に加えます)	11m ³ ~ 20m ³	150円
	21m ³ ~ 50m ³	160円
	51m ³ ~ 200m ³	165円
	201m ³ ~	170円

●1カ月当たりの使用料金算定例

上水道使用量	浄化槽使用料
10m ³	1,500円
25m ³	3,800円
50m ³	7,800円

※上水道を農業用として大量に使用しているなど、上水道使用量を基準とすることが適当でない場合、認定水量による算定もあります。

【その他】 申請書受理後から工事完了まで2カ月程度の期間を要しますので、使用開始予定時期に間に合うよう、早めに申請してください。

また、融資あっせん制度や排水設備工事の補助金制度など接続を支援する制度もあります。詳しくは下記まで問い合わせください。

【問い合わせ】 建設部下水道課 農業集落排水係
☎ 0220 (34) 2358



▲「第1つや丸」(写真右)と「第2つや丸」(写真左)

譲受人を募集します。

市有財産（船）を地域活性化事業に活用してみませんか

提案してもらい、その中から企画・提案能力のある団体を選ぶ方式のこと。

【財産（船）の概要】

汽船Ⅱ第1つや丸
第2つや丸(同型)

船質ⅡFRP

長さⅡ6・78m

幅Ⅱ2・07m

深さⅡ0・79m

製造者Ⅱヤマハ発動機株式会社

製造者型式ⅡH57

(平成3年4月取得)

※船外機なし

【譲与の条件】

①船舶を利用し、市の産業振興や観光振興など地域の活性化に結び付く事業に活用すること

②譲与の日から2年間、毎年の利用実績の報告を行うこと

③譲与の日から2年間、譲渡・売却および有償貸与をしないこと

④船舶を現在の保管場所から、譲受者の責任で、引き渡しの日に提案した保管場所に運搬すること

その目的に合致した企画を

⑤関係法令を遵守し、船体検査を含めた船舶の管理および運行を行うこと

⑥船舶の故障・破損または事故については、市では一切の責任を負わない

⑦①～⑥までの条件に反した場合、財産（船）を市に返却するものとする

【応募資格】

①市内に住所または事業拠点有している団体

②河川や湖沼などにおける船舶による事業実績を持つこと

③船舶を保管する場所および船舶の管理能力を有していること

④団体構成員の中に、小型船舶操縦免許証を保持する人がいること

⑤船舶の安全運航管理に係る知識と経験を有していること

※そのほかの詳細は、総務部総務課財産係に備え付けの募集要項（市ホームページからもダウンロード可）をご覧ください。

【応募方法】

総務部総務課財産係に備え付けの申請書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、次の書類を添えて、直接総務課財産係に申請してください。

①誓約書（様式第2号）

②代表者の住民票または法人登記簿謄本

③納税証明書（市税）

④船舶を利用した事業計画書および収支計画

⑤保管場所を含めた船舶の管理計画

⑥小型船舶操縦免許保持者の有無および運航時の安全管理計画

⑦事業実績など

【募集期間】

10月22日（金）～

11月19日（金）

午前9時～午後5時

※土曜日・日曜日・祝日は除く

【申し込み・問い合わせ】

総務部総務課 財産係

☎ 0220 (22) 2091



▲北上川定期船として活躍していた「第1つや丸」 ※今回の公募では、船外機は付きません。